平成１８年（排）第２９号

排　除　命　令　書

千葉市美浜区高浜五丁目２１番５号
株式会社エープライム
同代表者　代表取締役　仲　田　清　克

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社エープライムは，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「ＬＩＦＥ　ＳＴＹＬＥ　天然・オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン」と称する大豆イソフラボンを含有する錠剤状の食品（１．４９グラムの錠剤が１００錠入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１１月以降平成１８年６月までの間，同社がインターネット上に開設したホームページ及び当該商品の容器に貼付した商品ラベルにおいて行った，当該食品１錠分に含まれる大豆イソフラボンの量が約０．０２５ミリグラムにすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，２５ミリグラム含まれているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社エープライムは，今後，「ＬＩＦＥ　ＳＴＹＬＥ　天然・オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン」と称する大豆イソフラボンを含有する錠剤状の食品又はこれと同種の食品の取引に関し，前項の表示

と同様の表示を行うことにより，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　株式会社エープライムは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社エープライム（以下「エープライム」という。）は，肩書地に本店を置き，健康食品の通信販売業等を営む事業者である。

2 (1) エープライムは，平成１７年１１月以降平成１８年６月までの間，「ＬＩＦＥ　ＳＴＹＬＥ　天然・オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン」と称する大豆イソフラボンを含有する錠剤状の食品（１．４９グラムの錠剤が１００錠入ったもの。以下「オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン」という。）を，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

(2) エープライムは，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボンの容器に貼付した商品ラベルの表示内容を決定するとともに，同社がインターネット上に開設したホームページにおいて，当該食品の広告を行っていた。

(3) 大豆イソフラボンは，その化学構造が女性ホルモンであるエストロゲンに似た大豆に含まれる成分であって，エストロゲンと同様の生体作用を発揮するものとされており，内閣府食品安全委員会が安全性について評価を行っている一定量の範囲内において，骨粗しょう症の予防や更年期障害の軽減等に有効であるといわれている。

3　エープライムは，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボンを一般消費者に販売するに当たり，当該食品を販売していた平成１７年１１月以降平成１８年６月までの間

(1) 同社がインターネット上に開設したホームページのうち，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン等の内容を説明したページ（別添写し１）中，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボンの内容を説明した部分（別添写し２）において，「イソフラボンは大豆が発芽する部分「胚芽」に含まれる植物性ポリフェノールの一つで、女性に美しい肌をもたら

してくれたり、骨からカルシウムの溶け出すのを防いでくれたりします。　特に更年期障害に悩む女性にとっては重要な栄養素の一つです。」と大豆イソフラボンの有効性を記載の上，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボンに含有されている栄養成分の内容を説明したページ（別添写し３）において，「一日当たり標準摂取量　１粒」と記載し，「大豆イソフラボン」の「標準量当たりの数値」について「２５ｍｇ」と

(2) オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボンの容器に貼付した商品ラベル（別添写し４）において，「内容成分（１錠中）」と記載の上，「大豆イソフラボン　２５ｍｇ」と

それぞれ記載することにより，あたかも，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン１錠分に含まれる大豆イソフラボンの量が２５ミリグラムであるかのように示す表示をしていたが，実際には，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボン１錠分に含まれる大豆イソフラボンの量は，約０．０２５ミリグラムであり，表示量の０．１パーセント程度にすぎないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，エープライムは，オイスターシェル　カルシウム　プラス　大豆イソフラボンの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１１月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　柴　　田　　愛　　子

委　員　　三　　谷　　　　紘

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生